

教委A9-2：本社所在地は大阪府高槻市下田部町2-41-14でございます。営業所などはございません。

資本金は3千万円で、社員数は2014年（平成26年）12月1日時点で正社員132名、正社員以外が268名でございます。

主な業務内容としては、学校給食調理業務、医療・福祉施設給食調理業務、会社等事業所内食堂運営業務、官公庁施設内食堂運営業務でございます。

戸田指摘：資本金や社員数を見れば、それなりに大きな会社で、まさか賃金未払いを繰り返すとは思いませんよね。

Q10：次に、10/4に市教委と双葉給食が初めて賃金未払い問題を面談するわけですが、「10月にはどういう事が起こったのか」、詳しく回答して下さい。

教委A10：2016年（平成28年）

10月4日（火）

- ・双葉給食担当部長来庁。教育総務課西岡課長・同課係員にて対応。

「キャッシュフローの関係で若干入金の遅れがあった。10月以降は影響がでないように進める」
とのこと。

- ・市教委としては今後の対応を10月7日（金）までに示すよう伝える。

同月7日（金）

- ・双葉から報告書が届く。

全体的な遅延に関しては対応が記載されていたが、個人への遅延に関しては明記されていなかったため、「記載するよう」、教育総務課係員より再度担当部長へ連絡する。

- ・しかし、「個別に文章化することが難しい」とのこと。法務監察課と相談した上で連絡することとした。

同月13日（木）午前9時30分

- ・法務監察課才木補佐・同課主任、教育総務課西岡課長・同課係員にて打合せ。

「双葉給食に遅滞の対応について現段階での予定を書いてもらう」

「改善が見られない場合は入札参加停止もありうる」

また、「労働基準監督署への通報やナフスの連帯保証について検討」

同日午後2時

- ・上野口小現場調理員より電話あり。「依然として未払い解消されていない」。
- ・市教委より双葉給食に電話し、来庁依頼。

同月19日（水）

- ・双葉給食担当部長来庁。教育総務課西岡課長・同課係員にて聞き取り。

「他市の給与遅滞の件で茨木労働基準監督署が来て、『遅滞のある本人の了承を得て計画的に支払いをしていくように』、との話があった」

とのこと。

- ・門真市としては、「契約に関する監督責任がある。今後どのようなスケジュールで支払うか、労働基準監督署に提出する同じ内容の計画を10月28日までに提出するよう」、求める。

同月26日（水）

- ・上野口小現場調理員より電話あり。

▲「昨日給料日だったが、全員（パート含め）入金されていない」とのこと。

同月28日（金）

- ・報告書案をFAXにて受け取り。内容確認。

同月31日（月）

- ・法務監察課才木補佐・同課主任、教育総務課高岡補佐・同課係員にて、報告書案について打合せ。

「今後も報告書のスケジュール通りに遅れがないかを注視し、遅滞があれば労基法関係での契約違反となり看過するわけにはいかないため、早急に対応を求めること」に。



Q11：驚くべき不誠実ウソ対応を双葉給食が重ねたわけですが、続いて2016年11月にはどういう事が起こったのか、詳しく説明して下さい。

教委A11：2016年（平成28年）

11月15日（火）

- ・市教委より双葉給食担当部長へ架電。